

平成 25 年定例会  
戦略企画雇用経済常任委員会  
所管事項説明資料

◎所管事項説明

(1) 「三重県中小企業振興条例（仮称）」中間素案・・・資料 1

参考資料 1 ~ 5

平成 25 年 10 月 31 日

雇用経済部

資料1

## 「三重県中小企業振興条例(仮称)」

中間素案

## 1 前文

### 【条文のイメージ】

三重県の中小企業は、企業数・雇用とも本県企業全体の大部分を占め、地域経済や暮らしを支え、けん引している重要な存在である。石油化学、輸送用機械、電気機械などの分野で高い競争力を有している製造業、世界に誇る地域資源を活かした観光業など、様々な力を持った中小企業が三重県には数多く存在している。また、中小企業の存在そのものが、地域社会の形成や維持に寄与している。

一方、経済のグローバル化など内外の情勢変化を踏まえると、三重県の中小企業は、地域経済の活性化のために、その競争力を維持・強化していくことが求められている。また、少子高齢化や地域の過疎化が進む中、経済性だけでなく、環境、雇用など社会性にも十分な配慮を行う中小企業の集積は、地域の中長期の持続可能性にもつながる。

このため、三重県の中小企業の目指すべき姿は、自らの競争力の維持・強化のために自発的な挑戦をし続けるとともに、地域の雇用を守り、地域社会のために貢献しようとする企業である。

県は、こうした県内中小企業が将来の三重県を協創する担い手の一人であることを認識し、中小企業の特性に応じた支援を行うものとする。こうした中小企業の振興が、県内経済の発展や県民生活の向上のみならず、日本全体の発展にもつながるものと認識し、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

### 【制定の趣旨】

前文は、三重県の中小企業の果たしている役割、中小企業を取り巻く現状、中小企業の目指すべき姿、県の中小企業支援の方向性を明らかにしたものです。

三重県の中小企業は、県内企業数の99.8%、雇用の86.3%を占めています。また、石油化学、輸送用機械、電気機械の分野を中心に、三重県の中小企業の製造品出荷額は、全国14位（2009年）、製造業全体の付加価値額も全国11位（2009年）、と高い競争力を有しています。一方で、2008年の世界金融経済危機の際、全国の経済成長率が前年度比マイナス2.5%のところ、三重県ではマイナス9.8%と、全国で最も落ち込みが激しくなるなど、三重県は特定の業種に偏った脆弱な産業構造であります。

こうした中で、県内中小企業の競争力の維持・強化は重要な課題であり、新商品や新サービスの開発はもとより、社会革新につながるようなイノベーションを起こす中小企業を育成する必要があると考えます。

加えて、中小企業の存在そのものが地域社会の形成や維持に寄与しており、少子高齢化や地域の過疎化が進む中、環境や雇用などに十分配慮し地域社会の活性化に貢献することを目指し実践する企業の振興を図る必要があると考えます。

### 〈企業5,000社アンケートからの考察〉

◇地域社会が維持できているのは、中小企業の存在があってこそと思っているが、技術も製造拠点も海外へ流れていく中で、国内、県内で頑張っている産業に対する支援が必要。

◇今後なりたいと考えている企業の姿として、「従業員が働き甲斐のある企業」、「地域社会に貢献できる企業」、「従業員の雇用を維持できる企業」である。

〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇中小企業は「地域を支える」、「地域の雇用を守る」存在である。
- ◇三重県には自動車関連産業で素晴らしい技術を持った中小企業が多い。
- ◇「中小企業にはこうあってほしい」という明確なビジョンを示すことが必要。
- ◇中小企業の振興は、中小企業の存在意義、県の立ち位置を明記することが必要。
- ◇「なぜ中小企業を支援するのか」を県民にアピールすることが必要。
- ◇中小企業の自己努力をベースに、社会全体として中小企業が持つ活力をしっかりと引き出し、加えて地域のイノベーションが持続的・発展的に進められるよう社会全体で中小企業の経営資源を弱さを補う枠組みを提供し、三重県経済の発展と県民満足度の向上をめざすことが必要。
- ◇人口減少社会が到来し、地域は少子高齢化が進み、一次産業が低迷している中で、利益は少なくとも、地域課題を解決し地域を支えていこうとする中小企業の育成が重要。

## 2 目的

### 【条文のイメージ】

中小企業の果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、事業者及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 【制定の趣旨】

本項は、条例制定の目的について明記しています。

ここでは、前文にあるような中小企業の果たす役割の重要性をかんがみ、本条例において、中小企業の振興についての基本理念を定め、県の責務、事業者及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業振興に関する施策の基本となる事項を定めることとしています。

### 3 基本理念

#### 【条文のイメージ】

- 1 中小企業の振興は、中小企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力を促進することを旨とし、推進されなければならない。
- 2 中小企業の振興は、中小企業が地域の雇用を守り、地域社会の形成や維持に寄与しているとの認識の上で、推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、経営資源の確保が困難である小規模企業者がコミュニティの重要な担い手であると認識するとともに、経営規模及び経営形態を勘案して、きめ細かく支援することを旨として推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、県、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業に関する団体、教育機関、大学等、金融機関、大企業者及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

#### 【制定の趣旨】

本項は、中小企業の振興について、基本理念を定めています。

まず、第1項において、中小企業の主体的な努力を促していくことを中小企業の振興の基本とし、第2項において、前文にも記載したとおり、中小企業の存在そのものが地域の雇用を守り、地域社会の形成や維持に寄与しているとの認識の上で振興する旨を基本理念として明記しています。

第3項は、中小企業の中で、特に、小規模企業者に関する規定です。小規模企業者は、県内中小企業の約90%を占め、地域の経済や暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担っており、大変重要な存在であると認識しています。そのため、小規模企業者に対しては十分に配慮した取組を行っていくことが重要であり、地域の商工団体などと連携し、痒いところに手の届く支援を行っていく必要があります。

第4項は、中小企業の振興にあたっては、関係者との緊密な連携協力をを行うことが重要であることから規定しています。

#### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇条例は、中小企業を援助するためのものではなく、あくまでやる気のある、チャレンジしていく中小企業を後押ししていくための支援につながるものであることが重要。
- ◇中小企業の自己努力をベースに、社会全体として中小企業が持つ活力をしっかりと引き出し、加えて地域のイノベーションが持続的・発展的に進められるよう社会全体で中小企業の経営資源を弱さを補う枠組みを提供し、三重県経済の発展と県民満足度の向上をめざすことが必要（再掲）。
- ◇中小企業は「地域を支える」、「地域の雇用を守る」存在である（再掲）。
- ◇地域では、小規模・零細事業者が住民に多様なサービスを提供し、貢献している。地域に密着し、絆、コミュニティを守り、地域の経済を支えている小規模・零細事業者に光を当てた施策が必要。
- ◇中小企業に対する支援について、それぞれが、それぞれのところでバラバラに取り組むより、県が関係機関を引っ張って取組を進めることも重要。

## 4 責務等

### 【条文のイメージ】

#### (1) 県の責務

1 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策について策定し、実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業に関する団体、教育機関、大学等、金融機関、大企業者及び県民と連携し、協力して取り組むよう努めるものとする。

#### (2) 市町の役割

市町は、県及び他市町と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

#### (3) 中小企業者の努力

1 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上及び改善を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、主体的な事業活動を通じて、豊かで活力のある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

#### (4) 中小企業に関する団体の役割

中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、中小企業の振興に関する施策の実施について、協力するよう努めるものとする。

#### (5) 教育機関の役割

教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労観・職業観の育成に努めるものとする。

#### (6) 大学等の役割

大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

#### (7) 金融機関の役割

金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

#### (8) 大企業者の役割

大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が本県の経済を支える重要な存在であることについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

#### (9) 県民の理解と協力

県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【制定の趣旨】

本項は、県の責務や中小企業者の努力、各関係主体の役割を明記しています。

また、県民については、その理解と協力について明記しています。

〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇県（行政）や大学等（教育機関、研究機関を含む）は、人と人、企業と企業をつなぐ役割を果たすことが必要。
- ◇中小企業に対する支援について、それぞれが、それぞれのところでバラバラに取り組むより、県が関係機関を引っ張って取組を進めることも重要（再掲）。
- ◇企業が新しいことにどんどん挑戦する気持ちを持ち、行動し続けるようにしていくために、地域が、行政が、何ができるか、どう支援できるのかを考え、それを実行するための裏付けを条例に書き込んでいくことが必要。
- ◇中小企業者は絶えず将来の展望を持ちながら挑戦することが必要。
- ◇教育機関は、勤労観、職業観の育成とともに、地域産業の担い手としての人材育成に取り組むことも必要。
- ◇大学は、中小企業との研究、人材育成に加え、調査・研究を通じた新たな産業ビジョンを提示することも必要。
- ◇大企業の役割は、中小企業の取組を温かく見守ったり、応援したりするといった観点からの取組。
- ◇中小企業の振興が県民の幸福実感に寄与することを、県民と共有できるよう条例に明記すること。

## 5 ものづくり産業の振興

### 【条文のイメージ】

県は、ものづくり産業における新たな需要の創出その他ものづくり産業における高付加価値化を図るため、技術開発の支援、新分野への進出の支援、同業種・異業種との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 【制定の趣旨】

本項は、ものづくり産業の振興について明記しています。

近年の新興国の急激なキャッチアップにより、国内中小企業と海外企業との技術力の差がなくなりつつあります。国内でも、同業者等との価格競争の中で、県内中小企業が生き残っていくには優位に立てる技術力を維持・発展させることがますます重要になっています。

このため、県として、中小企業の技術開発の支援、新分野の進出の支援、同業種・異業種との連携の促進などの施策を講じていくこととします。

#### 〈企業1,000社訪問での意見〉

- ◇異業種間の企業連携も必要であり、中小企業は大企業との連携も考慮していくべき
- ◇価格競争から脱却したオンリーワン技術の確立による高付加価値化が必要

#### 〈企業5,000社アンケートからの考察〉

- ◇今後強化すべきと考える中小企業関連施策について、「人材の確保・育成への支援」、「設備投資への支援」に次いで「新技術・商品の研究開発への支援」が上がっている、「既存製品・サービスの高付加価値化への支援」も5番目に高い。
- ◇外部連携を行った目的として、「技術開発力の相互補完」、「研究開発力の相互補完」が上位2位を占めている。
- ◇外部連携の成果について、外部連携をしたことがある中小企業のうち63%が外部連携から「成果が得られた」と評価している。

#### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇従来と同じ製造・販売方法ではやっていけない状況にあり、いかに付加価値を上げていくかを考え取り組むことが重要。

## 6 商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化

### 【条文のイメージ】

- 1 県は、商業又はサービス業を営む中小企業者を振興するため、生産性の向上や顧客ニーズを踏まえた事業展開の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、伝統産業や地場産業の振興を図るため、現代の生活様式に合わせた商品開発、その産業に特有の技能の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 【制定の趣旨】

みえ産業振興戦略では、「ものづくり産業」と「サービス産業」とは、経済をけん引していく際の「産業の両輪」となるべきものとしてとらえています。実際、三重県経済の付加価値額、県内雇用の6割以上を占め、事業所数でも県内中小企業の約8割がサービス産業となっています。本項の第1項では、こうしたサービス業に特化した施策について明記しています。

本項の第2項では、まちづくりと一体となった中小企業支援について明記しています。商店街をはじめとする地域商業について、その衰退により、コミュニティ機能の低下や住民の日常生活上の支障などの影響が懸念されています。商店街の活性化は、地域のインフラ基盤として捉えていく必要があります。

本項の第3項では、伝統産業や地場産業の振興について明記しています。三重県の伝統産業や地場産業は、地域の歴史・文化・風土と密接に結びつき脈々と営まれてきた産業であり、これまで地域を支えてきただけでなく、本県の魅力を語る上でも欠かせないものと認識しています。

#### 〈企業1,000社訪問での意見〉

- ◇商店街の活性化のために、空き店舗活性化のための提案やノウハウを提供してくれるアドバイザーの支援が必要。
- ◇まちのにぎわいづくりのためには、地元より他地域から誘客を進めが必要。

#### 〈企業5,000社アンケートからの考察〉

- ◇競争力の強化や生産性向上を図るために、顧客満足度調査の実施や、顧客視点の「おもてなし」の充実に取り組むことが必要。

#### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇サービス産業は、接客することが主体であり、多くは接客する人に委ねられていることから、生産性向上のためには、優れた人材の確保・育成が重要。
- ◇伝統産業をはじめ三重県でずっと操業していく産業（企業）を守っていくためには、それらの産業を担う人材の確保や育成が必要。
- ◇観光産業は、お客様に三重県に何度も来ていただかないと商売として成り立たず、情報発信が非常に大事である。中小企業は、良いものを持っていても、中々お客様に伝わらないところがあり、県全体で情報発信に取り組むことは重要。

## 7 小規模企業者に対する支援

### 【条文のイメージ】

- 1 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者がコミュニティの重要な担い手であると認識し、地域密着型の産業に着目したきめ細かい支援体制を構築するものとする。
- 2 県は、地域の商工団体等との連携を通じた経営に関する相談や指導の充実を図るものとする。
- 3 県は、小規模企業者同士のグループ化、新製品の開発、販路開拓その他必要な施策を講ずるものとする。

### 【制定の趣旨】

本項は、基本理念の第3項に基づき、小規模企業者に対する支援について規定したもので、小規模企業者は、県内中小企業の約90%を占め、地域の経済や暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担っており、大変重要な存在であると認識しています。

少子高齢化や地域の過疎化が進む中で、小規模企業者は利益は少ないものの、地域課題を解決する重要な存在であり、ソーシャルビジネスといった事業を含め、地域密着型の産業に着目したきめ細かい支援が必要であると考えます。

そのため、小規模企業者が有する機能を継続していくために、県として、地域の商工団体などと連携した販路開拓の支援など必要な支援を行っていくことを明記しています。

### 〈企業1,000社訪問での意見〉

- ◇行政の施策はミドルクラスの中小企業向け支援が多く、小規模・零細向けの支援が必要。
- ◇中小企業、特に小規模・零細事業者にとっては、即効薬となるような支援策と、支援策を活用するための効果的なPRが必要。

### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇条例では、小規模事業者が果たしている役割に光を当て、チャレンジできる環境整備を図ることが必要。
- ◇地域活性化のため、商工会も専門家派遣を行うなどいろいろな支援に取り組んでいくが、中小企業の振興策を隅々まで浸透させるような条例であることが必要。
- ◇この10年間で、小規模・零細事業者は、全国で約56万社、従業員数は約186万人減少し、県内でも約5千社が廃業している。

## 8 三重県版の経営の向上及び改善にかかる計画の認定及び支援

### 【条文のイメージ】

- 1 中小企業者は、基本理念にのっとり、経営の向上及び改善にかかる計画を作成し、これを県に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 県は、中小企業者が経営の向上及び改善にかかる計画の実行に取り組むにあたって、当該計画が着実に実行されるよう、当該中小企業者への資金供給その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【制定の趣旨】

基本理念において、中小企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力を促進することを旨としています。こうした中小企業者の挑戦を後押しするためにも、県独自の経営の向上及び改善にかかる計画の認定制度を創設し、その計画が着実に実行できるような措置を講ずることを定めています。

県から計画の認定を受けた中小企業者には、低利融資の適用など計画を後押しする措置を講ずることを考えています。

#### 〈企業1,000社訪問での意見〉

◇先代と同じ商品を販売していてはこれからのニーズにマッチしないので、若い感覚で新しい商品づくりに挑戦したいが、後押ししてくれる支援、仕組みが必要。

#### 〈企業5,000社アンケートからの考察〉

◇新製品の開発等経営に前向きに取り組む企業を支援する仕組みが必要。

#### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

◇潜在的ポテンシャルがありながら何らかの制約があり、成長（挑戦）を阻害されている中小企業者がチャレンジできる仕組みが必要。

◇中小企業一律の支援ではなく、それぞれの実情、段階に応じた支援が必要。

◇書類の簡素化など支援制度の利便性の向上を図る一方、企業が自立、成長していくための取組も必要であり、そのためには経営革新計画を着実に実行することが重要。

◇ビジネスプランを考え、他社と差別化を図り戦略的なものにして、それを評価してもらうのは重要なことで、県はこうした前向きな中小企業を支援する仕組みを作ることが必要。

◇地域の中核となる企業の育成や新たな技術・製品等の開発を促進するため、県独自の経営革新制度を導入するとともに、国にはない支援策の拡充を図ることが必要。

◇商売では、新たなことに挑戦しても失敗する人のほうが多いが、一度失敗しても何度もチャレンジできる環境の整備が必要。

## 9 人材の育成・確保

### 【条文のイメージ】

- 1 県は、経営者の育成を図るため、大学等と連携した経営人材の育成など必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、実践的な能力を備えた人材の育成・確保を図るため、キャリアアップのための取組など必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、中小企業が、ひとりひとりが生き生きと働くことができる多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

### 【制定の趣旨】

本項は、人材の育成・確保について明記しています。

第1項は経営者の育成、第2項は従業員を念頭においていた実践的な能力を備えた人材の育成・確保、第3項は高齢者や障がい者を念頭においていた多様な就業機会の提供について定めています。

まず、経営者の育成については、経営ノウハウの向上とあわせて、経営者としての自覚・覚悟を醸成することが重要と考えており、大学等と連携した経営人材の育成等必要な施策を講ずるものとしています。

また、経営資源の少ない中小企業では、独自で人材育成をすることが困難であるとともに、大手企業に目が向いている若者等の人材確保にも苦労しています。このため、キャリアアップなどの仕組みを通して実践的な能力を備えた人材の育成・確保を図るために必要な施策を講ずるものとしています。

さらに、高齢者や障がい者などが生き生きと働くことができる就業機会の提供について明記しています。

### 〈企業1,000社訪問での意見〉

- ◇面接だけで人材を判断することは難しく、長期に実体験を行う仕組みが必要。
- ◇行政は、知名度は低くても、優れた技術や製品を持つ中小企業のPRや、業務経験のある中途人材等優れた人材を見つけるための環境整備が必要。
- ◇経営者・幹部層に人材育成のスキルが必要。
- ◇退職人材を活用し、自らが持つスキルの発揮や、後進を指導することができる仕組みづくりが必要。
- ◇行政は、障がい者雇用に取り組みたいと考えている企業への支援の充実が必要。

### 〈企業5,000社アンケートからの考察〉

- ◇今後重点的に取り組みたい経営戦略について、最も割合が高いのが「人材育成」。
- ◇経営上の課題の解決に取り組む上で不足している経営資源について、最も割合が高いのが「人材」。
- ◇今後、強化すべきと考える中小企業関連施策について、最も割合が高いのが、「人材の確保・育成への支援」。

### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇ものづくり産業を牽引している三重県の産業を継承していくための人材育成に取り組むには、大学等教育機関との連携が重要。
- ◇人材育成に関して、技術よりも「働くことの喜び」や「モノづくりの楽しさ」といった意識が大切であると考える。その際、教育の果たす役割が重要。
- ◇人材確保には、キャリア教育の中で経営者自らが学校や大学に出向いて自社の強みや魅力を語ることが重要。
- ◇地元の工業高校等から実習生を受け入れているが、結果として15年間採用に結びついておらず、人材の確保に苦労している。一方で、他県にある工場では、行政（地元自治体）の協力の下、地元高校からの就職の斡旋や紹介などにより安定して人材を確保することができている。

## 10 資金供給の円滑化

### 【条文のイメージ】

県は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、公的な融資の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 【制定の趣旨】

企業が経営の見直しや技術開発を進める際、融資制度の充実が不可欠ですが、中小企業は、不動産担保や保証人確保の難しさから、金融支援を受けにくい場合が多い状況にあります。また、過去の債務を返済できないため、新たな設備投資ができないといった現状があります。

本項では、こうした事情をかんがみ、中小企業への資金供給の円滑化に県として取り組んでいくことを明記しています。

#### 〈企業1,000社訪問での意見〉

- ◇補助金に頼らずに自己資金で設備投資を行うためには、低利の融資制度が必要。
- ◇立ち上げ期の設備投資よりも運転資金への支援が必要。

#### 〈企業5,000社アンケートからの考察〉

- ◇経営上の課題に取り組む上で不足している資源について、「人材」、「販路開拓」に次いで「資金」が上がっており、資金調達の円滑化への支援が必要

#### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇過去の債務のために新規の設備投資が困難な企業を支援し、新たな設備投資を行うことで生産性の向上につなげていくための仕組みづくりが必要。

## 1.1 起業・創業の促進

### 【条文のイメージ】

県は、意欲のある起業家を育成し、中小企業の起業・創業や第二創業を促進するため、起業・創業や第二創業に関する機運の醸成及び相談体制の充実を図るなど必要な施策を講ずるものとする。

### 【制定の趣旨】

本項は、起業・創業、第二創業の促進について明記しています。起業・創業は経済社会のダイナミズムの原動力であり、雇用の創出に大きな役割を果たしています。また、地域や住民、県民等のニーズに応えた起業・創業が生まれることは、新たな産業の創出につながり、引いては地域経済の活性化にも貢献することが期待されることから、一定数の起業・創業が継続することが望ましいと考えます。

県では、起業・創業や第二創業に関する機運の醸成及び相談体制の充実など、必要な施策を講ずることとします。

### 〈企業1,000社訪問での意見〉

- ◇先代と同じ商品を販売していくはこれからニーズにマッチしないので、若い感覚で新しい商品づくりに挑戦したいと考えており、取組を後押ししてくれる支援、仕組みが必要。
- ◇若い人は起業するにも資金がないため、チャレンジ的な店舗の提供や、それを支援するための制度が必要。

### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇創業意欲のある起業家が、既存の産業基盤をうまく活用することができれば競争力の向上につながる。

## 1.2 事業承継への支援

### 【条文のイメージ】

県は、中小企業に蓄積された経営資源が散逸することなく、円滑な事業承継を促進するため、後継者教育などに対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 【制定の趣旨】

本項では、事業承継への支援について明記しています。事業承継は特に小規模企業者にとって重要な課題となっています。また、三重県での事業活動の継続性の観点からも重要な課題であることから、県として必要な施策を講ずることとします。

### 〈企業1,000社訪問での意見〉

◇近年経営も厳しくなっており、子どもに会社を継がせて苦労させたくないし、子どもも親が苦労している姿を見れば継ぎたくないだろうが、後に続く者が挑戦できる支援が必要。

### 〈企業5,000社アンケートからの考察〉

◇技術・技能等の承継状況について、「うまくいっている」とする割合が、中小企業は約3割、小規模事業者は約2割と低い状況。

◇熟練技能・技術の標準化・マニュアル化について、中小企業は約6割、小規模事業者では約4割に留まっている。

### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

◇全ての中小企業経営者の課題として、「2017年問題」※があり、どうクリアするか企業、行政、社会全体での取組が必要。

#### 「2017年問題」※

1947年から49年に生まれたいわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人々が2017年には70歳を迎える中で、現在の経営者が次の経営者に事業承継を円滑に行うためには、「後継者問題」、「個人保証、担保提供している個人資産の引継ぎにかかる課題」等の解決を図る必要があるということ。

# 1.3 新たな販路の拡大に挑戦する中小企業者への支援及び海外展開の促進

## 【条文のイメージ】

- 1 県は、国内及び海外での新たな市場の開拓に関する取組を行う中小企業者の販路の拡大を促進するため、中小企業同士のグループ化や共同販路開拓、大都市圏での情報発信の充実を図るとともに、国内外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業の海外展開を促進するため、海外との産学官の経済交流その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 【制定の趣旨】

本項では、販路の開拓及び海外展開の促進について明記しています。中小企業は、マーケティングに人員を振り向けるだけの余裕に乏しいため、広域的な販路開拓の手がかりがない、あるいは新商品の新規性が高く具体的な市場が顕在化していない等の理由から、単独での販路開拓が困難な事業者が少なくありません。また、本格的な海外展開に関しては、情報、資金、人材といった点で躊躇している企業が少くないことが現状です。

こうしたことから、中小企業のグループ化や共同による販路開拓を支援することが重要です。また、大都市圏での情報発信の充実を図るとともに、国内外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への支援を明記しています。また、中小企業の海外展開を促進するため、海外との産学官の経済交流や、海外現地での資金調達などの環境整備にも取り組んでいきます。

### 〈企業1,000社訪問での意見〉

- ◇中小企業にとって首都圏での展示会への出展は、通常できない大企業等との商談ができ、あわせて市場の方向性や自社技術の応用分野を見極めることができるので重要。
- ◇海外展開に関して、先輩企業の声を参考にしたいと考えており、行政は現場の生の情報を提供することが必要。
- ◇マーケティングや販売戦略に弱みがある中小企業、取引実績の少ない新興企業、地域資源を活用した事業展開については、行政による販売促進・販路開拓に対する支援が必要。
- ◇補助金のような入口の支援が多いが、販路拡大につながる出口支援の充実が必要。

### 〈企業5,000社アンケートからの考察〉

- ◇同業者との競争が激化しており、新たな販路の開拓や製品の差別化等に取り組むことが必要。
- ◇販売価格が低下しており、製品の付加価値向上に取り組むことが必要。

### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇「新たな販路の拡大」に取り組むことは、中小企業にとって重視すべきことであり、条例に盛り込むことが必要。
- ◇海外展開に関して、海外現地での資金調達や税の問題等が壁となり、物事が進まない状況にあるので、個々で取り組むのではなく全体で動き出せるような仕組みづくりが必要。

## 14 情報発信及び顕彰

### 【条文のイメージ】

- 1 県は、中小企業の認知度の向上を図るため、中小企業が持つ魅力や情報の対外的発信を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、本県産業・文化の発展を支え、豊かな県民生活の形成に関し顕著な功績のあったもの又は県内産業の活性化に寄与した事例の顕彰並びに公表に努めるものとする。

### 【制定の趣旨】

本項は、中小企業の情報発信及び顕彰について明記しています。

中小企業は相対的に自社の強みや良さに気付いていないため、中小企業の素晴らしい技術や製品に関する情報を発信していくための手立てを講じることが必要です。また、県内の中小企業に対する顕彰も必要な施策と考えます。

#### 〈企業1,000社訪問での意見〉

- ◇新しい取引先を探すため、「企業100選」のような企業情報を整理したものが必要。
- ◇公機関のお墨付きは効果が大きいので、中小企業の優れた取組や製品等を認定する仕組みが必要。

#### 〈条例検討会、条例検討分科会、条例検討分科会専門委員会での意見〉

- ◇県内の中小企業は、素晴らしい技術や製品に関する情報発信力が弱いと感じるので、行政や大学が触媒となって外部連携を促進するなど、企業が自らの強みに気づくための仕組みづくりや支援が必要。
- ◇中小企業の経営者は自社の強みや良さを、従業員、さらには県民に発信していくことが必要。
- ◇素晴らしい製品や技術を持つ中小企業を掘り起こし、顕彰して知事が讃えることで、ブランド力や情報発信力を高め、販路拡大等につなげていくための仕組みが必要。
- ◇優れた技術と製品を持ち、経営も順調だが、うまく情報発信ができていないため、人材の確保につながっておらず、行政や教育機関と連携して自社の強みをPRしていくことが必要。

## 15 財政上の措置

### 【条文のイメージ】

県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【制定の趣旨】

本項は、基本理念に基づいて実施される中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、必要な予算措置を講ずるよう努めるものとするという方針を示したもののです。